

## AAA 団体規約

- 第1条 (名称) この団体は、AAA アジア&アフリカ  
英字名：Asia and Africa Association (以下、「AAA」という。)と称する。
- 第2条 (所在地) この団体を次の所在地に置く。  
埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目12番18号
- 第3条 (目的) AAAは同じ時代に、この地球に生まれ合わせた人間が地球家族の兄弟姉妹として、互いに尊重し合い、立て合い、たすけ合って、感謝と慎みの心で素晴らしい地球を守り、人々の幸せを築き上げる為の国際協力・救援・自立支援活動を目的とする。
- 第4条 (構成員) この団体の構成員は、上記の目的を理解し、地球家族として救援支援を必要とする兄弟姉妹へまごころを尽くせる人とする。
- 第5条 (役員) この団体は次の役員を置く。  
・代表者 1名 ・理事 2名
- 第6条 (運営) 団体は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意を持って決定する。
- 第7条 (財務) 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。
- 第8条 (設立年月日) 本会の設立年月日は1993(平成5)年1月17日とする。
- 第9条 (規約施行日) 本会則は1993(平成5)年1月17日より施行する。
- 第10条 (報告) 本会の活動は、ホームページ、会報発行をもって報告する。

この規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

平成31年 3月9日

埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目12番18号 代表者 山崎純子 印